静態論の再考

長谷川美千留

目 次

- 1. はじめに
- 2. 価値論争から静熊論へ
- 3. 債権者保護と慎重性原則
- 4. A. Moxter の静熊論
- 5. むすびにかえて

1. はじめに

近年,企業価値や株主資本価値の名の下に,従 来の投資家,債権者という利害関係者の区分を 不明確にする傾向がみられる。そこでは債権者 を投資家(負債投資家)として一元化しまた、同 時に株式の時価総額を重視する。このような風 潮の中, 利害関係者の中でも, 本来的に債権者 保護を重視し、債務弁済能力表示を特徴として きた静的貸借対照表論(以下静態論とする)に は, 今や歴史的価値しか見出されない場合も多 い。静態論の最たる特徴は、後に展開される新 静態論ではなく,むしろ旧静態論に見られる。そ の特徴は、第一に、債権者保護を基調とした商 法典の条文解釈の重視, 第二に債権者・所有主 を会計主体とする思考, 第三に時価主義を基礎 とした財産評価, 第四として, 企業の解散前提 が挙げられる。一方,新静態論においては,そ の特徴として,企業それ自体を会計主体とする 思考, 取得原価主義と継続企業の前提という特 徴の変化が見られる。しかしながら、静態論の 本質は、旧静態論にあり、企業の解散前提と売 却時価評価にある。その意義は、解散状況を仮 定した最も厳密な意味での債務弁済能力の表示 である。本稿においては、はじめに、付すべき 価値論争と静態論、次に静態論と現行制度との 関係性、A. Moxter (以下 Moxter とする。)の 所説を手がかりとして、その現代における静態 論の意義について再検討したい。

2. 価値論争から静態論へ

静態論の特徴(1) は、貸借対照表の目的を当該 企業の財産または資本の状態表示に置くことに ある。静態論は「付すべき価値の論争」, いわゆ る価値論争(2) に端を発する貸借対照表論の展 開と、その後の議論と深い関係をもっている。ド イツにおける貸借対照表論は,1857年の普通ド イツ商法典草案において,その条文第28条に示 された「価値」が何を示すのか、という議論か ら展開され、その後、1861年普通ドイツ商法典 (Das Allgemeines Deutsches Handelsbuch: ADHGB) 第31条に関する,価値論争に発展す る。価値論争とは、財産目録・貸借対照表の作 成に際し、財産および債権に「付すべき価値」と は、いかなる価値か、をめぐる論争である。こ の背景には、財産および債権評価をめぐる当時 の法的価値観と商人の実務の対立がある。

言い換えるならば,法律家の法解釈と実務上 の実行可能性との対立とも言えよう。前者によ れば、換金価値(売却価値),すなわち客観価値が、後者によれば主観的価値(個別価値)が主張されることになるが、その根底には債権者を重視した解散時点(または解散を仮定した)の債務弁済能力を重視するか、実務上不可能に近いそのような前提ではなく、企業の継続を前提とした財産価値の評価を採用するのか、という異なる二つの思考が存在するのである。

第一に, 前者においては清算であれ解散であ れ,債権者保護を目的とした,債務の返済能力 が中心であり、債務返済のための財産評価(返 済のための財産の換金価値の評価) が重要とな る。ここには**,** A-P=K(資産-負債=資本:資 本等式)的思考 が根底にある。財産の評価に際 しては、客観的売却価値による評価(3)が採用さ れ、最も厳密な債務弁済能力が評価される。し かし, 販売目的の資産ではなく, とりわけ固定 資産の評価については,企業解散を仮定した換 金価値は著しい評価損を生じさせる結果とな り、「結局、捨て値同然の低価値を付すること(岩 田 [1956] 239 頁)」に他ならず(4)「その結果生 じる損失をいかに処理するのか(岩田[1956]239 頁)」という決定的な問題に突き当たる。このよ うな評価の枠組みは, 固定資産に対し客観的売 却価値による評価を強いることになり、膨大な 評価損を生み出す。当時,継続企業前提が一般 的ではないとしても, 現実には継続している企 業に,解散仮定を突き付けることにより,かえっ て実態を表示しないという逆説的な結果を導く のである。こうして,客観的売却価値は,その フィクションとしての解散(5)という限界に直 面するのである。ここで重要なのは、この問題 が歴史的な問題では決してなく, 時価評価が本 質として備えている問題であるという点であ る。

1873 年 12 月 3 日の帝国高等商事裁判所判決 においては,客観的真実に一致した財産状態,恣 意性や主観性,思惑を排除した評価が,貸借対 照表上求められることになる。そして,市場価 額を有するものについては市場価額で,またそ

れ以外についても客観価値が求められる。そし て,解散か継続かという企業の前提については, 瞬間的な換金という思考を理念としながらも, 営業の継続を意図することが明示されるのであ る(6)。財産評価において,一元的な客観的売却時 価を重視してきた旧静態論は、結局、のちに二 元的な主観価値説(*)に到達する。その後,「新静 態論的価値概念の変遷は, 販売価値説のはじめ から幾度となく展開を繰り返しつつ, 名目価値 へ帰着したのである。(岩田 [1956] 234 頁) | こ の名目価値説とは、「すくなくとも原則的には純 然たる原価主義(岩田[1956]234頁)」であり、 新静態論においては,債権者保護目的を基調と しながらも、継続企業の前提と原価主義、企業 を会計主体とするという枠組みの中で, 静態論 の本質的な特徴を失っていく。

第二に,後者の継続企業を前提とする思考は, その後, H.V. Simon(以下, Simon とする。)に よって展開される思考, すなわち継続静態論で ある。「法律そして法学における当時の支配的見 解は、Simon によれば、商人の実務に矛盾して いたのであり、商人は、財産の目下の価値を測 定しようとするが, その際に彼ら商人は個人的 な資産を問題としている (Moxter [1984] S. 15)」のである。Simon は、利害関係者として債 権者ではなく, むしろ所有主にとっての純財産 の表示に重点を置く。この視点は, 債権者の視 点ではなく商人自身の財産という視点からみた ものである。ここでは、所有主(商人)にとっ ての, ある一定時点における純財産の状態表示 が重要となる。そして Simon は、継続企業を前 提としたうえで, 財産評価に際し, 売却目的の 財産に対しては売却時価,使用目的の財産に対 しては所有主の主観価値のというように、保有 目的別の二元的な評価を行う。ここに,保有資 産の一元的評価を採用する販売価値説との大き な違いがある。Simon の静態論について、Moxter は以下のように特徴付けている。「Simon が 説いていたのは、継続静態論である。Simon の 考えでは,解散静態論者の測定しているのは単 に債権者の差押え財産であり、解散財産が示しているのは、破産状況下での債権者の請求に対する補償のために自由になる金額にすぎない。(中略) Simon によれば年度の貸借対照表作成に際し、商人が関心を持つのは、破産状況に関連付けられた債権者の財産額ではなく企業の債権者による差押え財産でもない。商人は、むしろ商人自身に結びついた企業の財産額、である。つまり毎年の貸借対照表作成に際しての、債権者財産ではなく、商人の財産である。よって、企業の破産というフィクションによるのではなく、企業継続を現実に受け入れて、それに基づいた財産測定がなされねばならないのである。(Moxter [1984] S. 6)」

そして、この Simon が主張するような企業の 継続を前提とした財産評価が, 債務弁済能力と いう意味での「実質的財産 (Effektivevermögen) | を示すのか、という疑問点は、後に Moxter によって展開される、継続静態論に対 する批判の論点となる。これについて Moxter は,以下のように述べる。「財産とは静態的視点 から見れば、継続財産とは考えられない。(Moxter [1980] P. 346)」解散企業を前提とした債務 弁済能力評価の重視という思考は, 初期の静態 論の大きな特徴であるが,企業の継続を前提と し, 静態論的思考を展開する中でも, 以下のい くつかの問題(8)を解決せねばならない。第一 に,現行のように企業の継続を前提とする中で, 厳密な債務弁済能力をいかに測定するのかとい う問題である。このためには、まず厳密な継続 企業か否かの判定が重要である。第二に,解散 という仮想によるパラドックス, つまり, 債権 者保護のため、解散仮定による厳密な評価が, 却って実体と乖離した莫大な評価損を生み出す という問題である。これについては継続企業に いては資産分類に基づく二元的評価,補助情報 としての解散時を仮定した厳密な債務弁済能力 の提示が有効である。第三として, 保守的な会 計の枠組みを保持してきたドイツにおいても, 近年の GoR に見受けられるように、意思決定 有用性を重視する会計が導入されつつあるとい う問題である。これはドイツ会計の保守構造の 要ともいえる慎重性原則を,情報原則としての 位置づける点にも現れている。また利害関係者 の側面から見ても,本来,英米的な会計枠組み においては債権者保護という思考は薄く, むし ろ投資家意思決定にとっての有用性を重視して いる。そこでは、債権者について特別視するこ となく,会計情報に基づく意思決定者という側 面から一元的に把握している。このような枠組 みの変化が、どこまで制度上浸透していくかは, 債権者保護のあり方のみならず, 債権者という 利害関係者の枠組みそれ自体にも影響を与える のである。そこには、静態論的思考が意思決定 に有用な情報としての会計となじむのか, とい う問題がある。債権者のための時価情報と投資 家のための時価情報に共通性, また, 英米系の 国における静態論的思考がどのように位置づけ られているのか検討する必要がある。

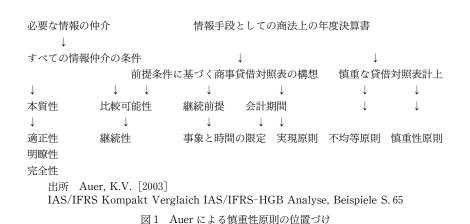
3. 債権者保護と慎重性原則

静態論的思考の重要な要素のひとつである債権者保護について、現行制度の中から見ていきたい。ドイツにおける債権者保護思考は、慎重性の原則もしくは用心の原則(Vorsichtprinzip)、すなわち実現原則(不均等原則)による保守主義的な計算構造によって体現されてきた(๑)。このようなドイツ商法典における債権者保護思考について、Krog は、会計制度、会計政策の国際比較という視点から、「債権者保護思考から導かれるものといえば、それはすなわち慎重性原則である。また、この慎重性原則の内容は、実現イコール不均等原則であると定義され、これはドイツ商法典における決定的な原則である。Krog([1998] S. 27) | と述べている。

実現原則と慎重性の原則の関係について、 Moxter は、「利益と利益への要求は利益の実現 と結び付けられ、このことは貸借対照表法的な 慎重性原則に適応するものである。実現原則に よって考えられることは、決算日における目下の財産対象物の価値増加あるいは負債の価値減少というものが、不確実になりうるということである。これは、価値というものは、将来的に反転する危険を持っているという意味である。それゆえ、実現原則は、慎重性原則を形成する典型的なものである(Moxter [2003] S. 4)」。つまり、一定時点における価値というものの不確実性から、慎重性が重視され、それを具体化するツールとして実現原則があると把握されている。価値の持つ不確実性をできるだけ排除するのである。

不均等原則は、未実現の利益と未実現損失を不均等に扱う、すなわち「未実現損失は計上すれども未実現の利益は計上せず」との内容を持つ原則である。この原則は GoB のひとつであり、ドイツ商法典 252 条第1項4号においても「決算日にいたるまでに発生した予測されるリスクおよび損失は、たとえそれらのリスクおよび損失が決算日と年度決算書の作成日との間にはじめて知りえたとしても、すべて考慮されなければならない。利益はそれが決算日において実現されたものとなっている場合にのみ考慮されなければならない。(宮上・フレーリックス[1993] 35頁)」と条文化されている(10)。

債権者保護の体現が、慎重性原則、具体的に は不均等原則だとすれば、債務弁済能力測定の ための厳密な財産評価という視点との関係はい かなるものであろうか。下記の慎重性原則に関 する概念図を見ると,あくまで「慎重な貸借対 照表計上 |が上位概念となっている。「慎重な貸 借対照表計上」のために、慎重性原則が存在し、 より具体的なものとして、慎重な収益・費用の 計上,不均等原則に重点がおかれていることに なる。いずれが上位概念になるか, という点は 静的思考が強く現れるか否かという問題でもあ る。慎重性原則と不均等原則を過度に重視する ことは, 結果として「利益と財産に関する過小 評価 (Krog [1998] S. 28)」につながる。「債権 者保護思考と慎重原則を基礎として秘密積立金 を設定すると同時に, それを取り崩すことに よって企業活動の推移・動向を歪曲するといわ れるドイツの企業会計制度のあり方(鈴木 [2000] 90 頁)」は、保守的思考の問題点として 繰り返し取り上げられてきた。そして,この財 産に関する過小評価は,本質的には,債務弁済 能力としての財産, という静態的な財産概念に 依拠していると言える。つまり, 債権者保護と いう原則はそもそも「債務弁済能力の決定とし て適切な財産報告という静態論的思考に根ざし たもの (Krog [1998] S. 25)」である。現行制 度においては,下位概念である慎重な収益・費 用計上, ならびに損益計算に支えられ達成され る。また、収益・費用の計上のみならず、貸借



— 102 —

対照表計上そのものを考えてみても,財産対象物(11),計算限定項目といったように,資産を把握し,財産対象物は,あくまで独立取引可能性を要件とするような思考は,財産を債務弁済能力という視点から限定するものである。よって,このような貸借対照表における資産の認識もまた,債権者保護思考の具体化であるといえる。

4. A. Moxter の静態論

前章のように慎重性原則・不均等原則によっ て具体化される債権者保護は、ドイツ会計にお ける古典的な, そして特徴的な思考といえる。 Moxter は、この債権者保護を重視し、その静態 論解釈においては、旧静態論・新静態論という 対比より, その特徴の一要素である解散か継続 かという企業前提の相違に重点を置く。そして, Simon によって展開される継続静態論を検討 し,解散静態論を評価する(12)。Moxter は,企業 の解散前提に基づく解散静態論のほうが、より 当該企業の債務弁済能力を示すのに適している と考えるが、この思考が Simon の批判的検討の 出発点となるのである。主観価値から分かるよ うに、Simonの主張するのは商人にとっての価 値であり,債権者の視点での財産価値ではない。 Moxter は、基本的にその主張を展開する上で、 Simon の主観的価値と継続前提を「実質的財 産 | 測定という視点から、批判的に考察するの である。

Simon に欠如しているのは、貸借対照表上の継続財産の測定に際し、企業全体の潜在的価額としての継続財産をいかに理解するのかという点だと Moxter は考える。「Simon が測定するのは収益価値という意味での継続財産ではない(Moxter [1984] S. 25)」のである。しかし、これについて、実質的財産と帳簿財産が異なる概念であることを示した上で、「実質的財産(企業全体の潜在的価格)の測定は、貸借対照表法的な財産貸借対照表においては、実現不可能である(Moxter [1984] S. 159)」と結論付けてしま

う。つまり、実質的財産とは、企業の破産(解散)状況において、算定される企業全体の価値であり、継続を前提とした貸借対照表において、それはあくまでフィクションであり、実際把握することは不可能であると考えるのである。このような考えは、かつて旧静態論が、一元的な売却価値による財産評価に際して、直面した問題と類似している。フィクションとしての解散から導かれる厳密な(著しく低いという意味での)財産評価と客観性の対立である。

Simon は、債権者にとっての財産ではなく、商人にとっての財産を主張するが、Moxter は解散静態論が「貸借対照表上の財産を債権者による差し押さえ財産(Moxter [1984] S.7)」としている点を評価するのである。「解散静態論は、破産防止を目的とし債権者の資産(解散資産)および解散債務の関係を貸借対照表上示すものである。そして、解散静態論においては、(企業の)解散状態の仮定において、所与となる債務弁済能力が認識されなければならない(Moxter [1984] s. 27)」のである。Moxter の Simonに代表される継続静態論に対する批判の根拠が、債権者保護と解散前提の主張、そして、破産防止から導かれることが確認できる。

しかし, この債権者保護, 破産防止目的とい う点に対し、Oberbrinkmann は以下のように 述べる。「Moxter は、会計制度の破産思考から、 立法者によって意図された債権者保護を推論す る。 証拠目的に沿って, 商人は貸借対照表を通 じ, その債務弁済能力を情報提示するべきであ る。これら商人によって考慮される貸借対照表 任務は、債権者保護と直接的な手段―目的関係 にあるのである。(中略)歴史的分析が示すよう に、貸借対照表法にとって決定的な意味を持つ ドイツ普通商法典 (ADHGB) の立法に際して, 破産法 (KO) に含まれるような原則は、その時 点では, まだ立法機関によっては, 示されてい ない⁽¹³⁾。(Oberbrinkmann[1990]SS. 222-223) | 第一に Moxter は、破産防止を立法者の債権者 保護思考の証と考えるが、1877年まで破産法は 制度化されていないという問題, 第二に貸借対 照表の任務と債権者保護の結びつきが, 立法に 意図されているかという点が提示されている。 破産法については、ローマ時代にすでにそれに 類する手続が存在していた。そして, より明確 な形で制度化されたのが中世イタリアである。 「商人仲間の懲戒的色彩が強かった(青山[2000] 24頁) | このイタリア法の流れをドイツ法は受 け継いでいるが, 商人破産主義・懲戒主義とは 異なり,一般破産主義を採っている。Oberbrinkmann は立法の有無という視点から Moxter の 推論を批判するが、1861年当時、ドイツに破産 法が成立する 1877 年まで,破産法的思考が全く 存在しなかったとは言いがたい。ドイツに破産 法が制度化されて後,その発展の中でローマ法, イタリア法の流れを汲む商人破産主義, 懲罰主 義的思考から乖離していったと考えると, むし ろ立法化されない時点においては、そのドイツ 法の破産法における独自性は展開しえず, イタ リア法的な商人を懲罰する思考が一般的に存在 していたのではないか。仮にそのような考えを 基礎とすると,債権者保護は,破産防止を目的 とした商人の習慣として機能しえたと考えられ るのである。

また,貸借対照表の任務は,債務弁済能力の みを示すことではない。成果計算という貸借対 照表目的は, 副次的目的であるとはいえ, 成果 計算が当初の Moxter の理論においてはかな り軽視されている。これについて,のちに Moxter 自身も、「債務弁済能力としての財産評価か ら,成果確定である分配可能利益へと貸借対照 表の主目的を移していく(林[1992]878頁)」こ とになるのである。Moxter が展開しようとす る現代的静態論は、解散静態論をひとつの理想 とする。しかし、現行の継続前提を考慮すると、 現実にそぐわない。解散前提は本質的には望ま しいが, 現実には継続企業が前提となっている ため, 実際には行わない解散を仮定する売却時 価による評価は、かえって客観性に劣るという コンフリクトに陥るからである。解散を前提と

した, 売却価値による評価は, 債務弁済能力を 最も厳密に写すように考えられる。しかし, Moxter は「客観性」を重視することから、すな わち仮定としての解散前提, つまり「売却を仮 定すること」により生じる, 恣意性を排除しよ うと試みるのである。「客観性は、貸借対照表評 価をも必要とする。つまり、企業の解散に際し て, 予測される個別売却価格は, ほとんどの貸 借対照表上の項目において非常に主観的な確信 (sehr subjektiven Überzeugungen) によって決 定されるのである(Moxter [1984] S.96)」とい う記述からも,企業解散予測に基づく財産評価 が非常に主観的になりやすく, 客観性が損なわ れることが示されている。絶対的な真実の財産 評価を求めることがかえって, 恣意的な財産測 定を導くことを危惧し, 客観性の高い, 債権者 に有効な情報としての財産評価を求めていく。 継続を前提とした貸借対照表においては, 客観 性を強化することにより,解散や売却を仮定し た恣意的の高い財産評価より、債権者にとって 有効な情報が提供できるということになる。

このような継続企業を前提とする上で生じる 問題について, 慎重な配当可能利益によって解 決を試みる。そして, このような計算は, 具体 的には,「慎重性」と「客観性」が重視される厳 密な財産測定によって達成される。ここで気づ くのは、この継続と解散に関するコンフリクト が, 貸借対照表の任務に影響しているという点 である。Moxter は、このコンフリクトを解決す るために,貸借対照表の任務を,慎重な利益計 算のための財産計算へと転換させていく。つま り、貸借対照表の任務が財産計算から利益計算 に転換してしまうのである。「慎重な利益測定を 指向する配当規制の目的適合性は,資本会社に 関する法においては、議論の余地のある問題で ある。つまり、乱用の可能性が危惧されるから だ。(配当削減や実際に獲得した利益についての 誤った情報提供という問題である)。配当規制の 正当性については、すでに利益測定の時ばかり でなく,配当自体を決定する際にも考慮されね ばならない (Moxter [2003] S.4)」。慎重性の 乱用による客観性の低下を十分に考慮しつつ, 慎重な利益の測定という視点から,継続を前提 とした上での,債権者保護を達成しようと試み るのである。

5. むすびにかえて

1861 年ドイツ普通商法典 (ADHGB) をひと つの始点として、ドイツ会計は発展を遂げてき た。成文法の体系下で、保守的な債権者保護思 考,そして学説や判例の重視,GoBの遵守と いった枠組みを構成してきた(14)。しかし、ドイ ツ会計の方向性は、その特色を弱め、IAS/US-GAAP 準拠の方向へと向かっている。各国の背 景や歴史的展開を反映してきた各々の国の会計 制度・基準は、今やコンバージェンスの名の下 に一つの方向へ収束しつつある。このような状 況でなお, 歴史的な意味を持つ学説や理論, 債 権者保護や慎重性を中心とする思考の考察,検 討から持論を展開することに Moxter の学説 の意味がある。また、静態論という非常に保守 的な思考を展開してきた Moxter が、自国の会 計制度の劇的な変化を, 今後いかに理論付けて いくのか。そこにドイツ会計の転換に対する一 つの重要な視点がある。Moxter は、静態論を旧 静態論,新静態論という分類するのではなく,む しろ企業の解散前提,継続前提の違いを中心と して議論を展開する。企業の解散,継続という 前提は,資産評価やその概念そのものに影響す る根本的な問題である。彼は, ドイツの古典的 な債権者保護思考を重視し、解散前提を理想と しながらも,実際の制度に鑑み継続前提への転 換を図る。その中で、いかにして債務弁済能力 として有効な真実の財産を示すのか, という問 題が生じる。そこでは客観性という概念が重視 されているが、結果として、継続を前提とした 貸借対照表において,「実質的財産 |の測定を放 棄し,厳密な分配可能利益計算によって,債権 者保護を達成しようとするのである。

近年, 不況の最中, 当然のものとされてきた 継続企業の前提が, にわかに崩れるような事態 も多々生じた。企業の実態を開示する上で重要 なのは,一つは解散企業か継続企業かという前 提の厳密な判定である。そして、継続企業につ いても, 資産の分類に基づく二元的評価, 補助 情報としての厳密な債務弁済能力評価であると 考える。また,投資家重視という思考が蔓延す る中で、軽視されがちな他の利害関係者、とり わけ債権者保護に目を向けるという視点が重要 であると考える。そしてこの利害関係者の区分 問題は,近年の資金調達構造の複雑化による貸 借対照表の貸方の区分の問題とも深く関係して いる。債権者保護から主張される客観的売却価 値であれ、投資家保護の視点から主張される時 価であれ、それがフィクションとしての時価で あるなら, そこには同じ問題が存在する。すな わち実態を求めると、 却って実態から乖離する という時価のパラドックスである。

注 記

- (1) 五十嵐教授は、旧静態論の特徴について ① 法文解釈的傾向、② 債権者もしくは 所有主が会計主体として重視される点、 ③ 資本等式に立脚した静態観、④ 客観 的時価売却説、主観的個人価値説・営業価 値説などの価値論的アプローチを前提と した時価主義を指摘されている。(五十嵐 [1993] 247 頁)を参照のこと。
- (2) 価値論争については,以下の文献に詳しい。土方久稿「貸借対照表評価の価額問題ー価値論争の経緯ー」『西南学院大学商学論集』第44巻1.2.1997年12月 土方久稿「貸借対照表評価の価額問題(II)ー価値論争の経緯ー」『西南学院大学商学論集』第45巻1号1998年6月。価値論争のきっかけとなった,「付すべき価値」という表現が採用された背景として安藤教授は以下のように示されている。「プロシア政府は編纂委員会を通じてひそかに時価主義評価

規定の骨抜きを画策したのである。(中略) 売却時価が概念の上でより明確である「真 実価値」を採らずに「有する価値」を用い たことがその一つであり、第2次修正草案 において、「有する価値」を突如「付すべき 価値」に変えたことがその二つである。(安 藤 [1997] 80-81 頁)」普通ドイツ商法典制 定の経緯と、付すべき価値の表現をめぐる 問題について、安藤 [1997] 68-93 頁に詳 しい。

- (3) 販売価値説の特徴として,岩田教授は ① 債権者利益の保護 ② 企業解散の仮定 ③ 評価基準の単一性 ④ 価値の客観性の四点を指摘されている。岩田 [1956] 238 頁を参照のこと。
- (4) これと同様の問題点を、Moxter も指摘している。「静態的貸借対照表把握には、バリエーションがある。解散静態論は、企業の解散という想定 (Fikton) のもとで財産測定を行おうとしているのである。これに対して継続静態論は、企業の継続を受け入れて財産測定を行うのである。(Moxter [1984] S.6) |
- (5) フィクションとしての 解散については, Moxter [1984] S.6参照のこと。
- (6) 帝国高等商事裁判所 1873 年 12 月 3 日判 決「貸借対照表が実際の財産状態の客観的 な真実に一致すべきであるので,貸借対照 表に基準として決定される現在の価値と しては,通常,恣意的主観的判断または純 然たる思惑にのみ帰省する評価に対立す る一般的な取引価値が理解されるべきで ある。その結果, 市場価額または相場価格 を有する財産部分である資産項目または 負債項目は,通常これによって明白になる 価値で貸借対照表に収録されなければな らない。これに対して, 市場価格または相 場価格を有しない財産部分には,これ以外 の方法に基づき現在の客観価値を決定し なければならない。この一般的な法理から 離れるようなことは商法といえども,規定 してはいない。(中略)貸借対照表は,実際 にすべての資産項目および負債項目につ いても, 犠牲的, 瞬間的, 一般的な換金化

- の理念を基礎にする。それにしても現実に清算が意図されるのではなく、むしろそれどころか、営業の継続が意図されて、個々の価値を決定する場合に清算が個々の価値に及ぼすであろう影響は考慮しないでおかれるべきであることから出発されねばならない。(土方 [1997] 69 頁)」土方教授は、ライヒ上級商事裁判所と訳出されている。また、この条文自体が矛盾をはらんでいるという指摘もある。この点については、土方久 [1997] 70 頁参照のこと。
- (7) 販売価値説から名目価値説への経緯については、岩田 [1956] 234-236 頁を参照のこと。
- (8) 静態論に関わる他の問題として,財産目録 との相関性がある。ドイツにおいては, 開 業時ならびに営業年度末の財産目録作成 について, 商法典第240条第1項に「すべ ての商人は, 自己の営業の開始にあたっ て,自己の不動産,自己の債権および負債, 自己の現金の額ならびに自己のその財産 対象物につき,正確に目録を作成しなけれ ばならず,かつその際,個別の財産対象物 および負債の価値を記載しなければなら ない」と規定されている。また, 商法典第 240条第2項においては「商人はすべての 営業年度の終了時において, 上記のような 財産目録を作成しなければならない。営業 年度の期間は12ヶ月を超えてはならな い。財産目録の作成は,正規の会計処理に 合致する期間以内において, 行わなければ ならない」としている。ここでの財産目録 は, 損益計算のベースではなく会計帳簿の 一つという位置づけにある。周知のよう に、わが国の商法(会社法)においては、昭 和49年商法改正を契機に、開業時ならび に決算時の財産目録作成は行われない。財 産目録はあくまで,財産の一覧であり,と りわけ株式会社の損益計算のベースには なりえない。清算時や財産保全を目的とす る組織にとって意義を持つものである。言 い換えれば,貸借対照表を複式簿記システ ムの外に置き,これを財産目録と結びつ け,財産目録に依存した損益計算を行うよ

うな、初期の静態論的なシステムは、現在 どのような意義を持つのかという問題が ある。例えば、初期の静的貸借対照表観の 代表的存在として挙げられる、Schär 学説 においては、貸借対照表は簿記から導かれ るものではなく、財産目録に結びつくもの とされ、損益計算が財産目録に依存すると いう、財産目録中心の展開を主張してい る。かつて、Schär は Istbestand と Sollbestand の関係を前提とした、すなわち財 産目録における Istbestand を必須とした 損益計算を主張した。この当時、旧静態論 的思考と財産目録、貸借対照表、損益計算 の関係は、以下のような特徴をもって展開 されている。

- ① 債権者保護とそのための財産表示の 重要性
- ② ① を重視した法解釈・理論の展開
- ③ 財産目録と結びついた貸借対照表
- ④ 財産目録・貸借対照表に依存した損益 計算

一方、財産目録について、記録手段(Do-kumentationsinstrumente)のひとつと把握するのは Moxter である。 Moxter は、第一の記録手段として簿記記録、第二は財産目録、第三は貸借対照表であると述べ、特に財産目録と貸借対照表の相違点として、個別表示(Einzeldarstellung)か包括把握(Zusammnengefaßter)かという点を挙げている。 Moxter は、この財産目録と貸借対照表の関係について、資料整備(Documentation)という貸借対照表の任務から以下のように考察する。

- ① 財産対象物と負債に関する資料整備 は、財産対象物と負債における Istbestand と Sollbestand を 対比 で き るようにするためのものである。
- ② 資料整備手段は、継続的な帳簿記録、 つまり財産目録と貸借対照表である。
- ③ 毎年財産目録と貸借対照表において, 財産対象物と負債について更新され た資料整備がなされる。
- ④ 財産目録は貸借対照表と異なり,個々の財産対象物と負債についての特定

を可能にする。

⑤ 資料整備は、債権者保護と企業保護に 役立つ。つまり横領を困難にする。

(Moxter [1984] S. 83)

第一に、Moxter は、貸借対照表と財産 目録の相違として,財産目録の個別把握・ 認識を指摘する。ここでは,貸借対照表と 財産目録は補完的なものであり、Schär の ような 「財産目録の変形 | としての貸借対 照表という思考はない。第二に, 資料整備 という手段を支えるものとして, 帳簿記 録,財産目録・貸借対照表を挙げている。そ して、Istbestand と Sollbestand の対比 は、損益計算と結び付けられるわけではな い。この財産目録,貸借対照表,簿記の関 連性について、Oberbrinkmann は、Moxter に対して以下のような批判を展開して いる。「簿記システム、そして単式簿記に際 しては財産目録から, 複式簿記に際して は, 簿記記録からそれぞれ異なる貸借対照 表の展開がなされることを無視している。 また,簿記システムと結びついた,(単式簿 記は販売価値, 複式簿記は取得原価といっ た) それぞれの貸借対照表思考は,全く考 慮されていない。(Oberbrinkmann[1990] P. 222)。」Oberbrinkmann は, 単式簿記 一財産目録一売却時価ならびに, 複式簿記 一貸借対照表-取得原価という枠組みを 主張する。)しかし、複式簿記と財産目録が 結びつきうるし,また複式簿記が売却時価 を排除するということにはならないので はないか。重要なのは貸借対照表の位置づ けである。貸借対照表に財産目録との同質 性を見るか否かである。財産目録と静態論 の関係性については, 五十嵐 [2002a] [2002b] [2002c] に詳しい。

(9) ドイツ会計の IAS 適用の過程において、従来の保守的構造は急速に変化している。特に近年 DSR によって公表された「概念フレームワーク」、「GoR (Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung): 正規の会計の諸原則」の導入により、慎重性原則の位置づけは、この概念フレームワークにおいては、情報原則としての位置

- づけがなされている。この概念フレームワークにおける慎重性原則の位置づけについて,佐藤誠二教授は「ドイツ会計基本の特徴を示していた債権者保護に根ざした保守主義の原則である慎重原則が利益確定原則ではなくして,情報原則として掲げられた点である(佐藤 [2005] 236 頁)」と指摘されている。
- (10) 商法典第 252 条第 1 項 4 号においては,決 算日時点での収益実現を規定し,いわゆる 未実現利益計上の禁止を規定している。し かし,概念フレームワークによれば,発生 の蓋然性と測定の信頼性を条件とし,実現 可能性が導入される。この議論の詳細につ いては,佐藤誠二稿「ドイツ会計基準 (DRS)における会計認識領域拡大」加藤盛 弘編著『現代会計の認識拡大』を参照のこ と。
- (11) 概念フレームワークに見られるような「将来の経済的便益」を中心とする資産概念においては、「財産価値=資産/Vermögenswert (木下 [2005] 12 頁)」が採用されている。この詳細については、木下勝一稿「現代会計と会計認識の拡大」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』を参照のこと。
- (12) 「継続静態論の枠組みにおいて、また継続 企業の貸借対照表上の決定に際して,以下 の重大な問題に直面する。収益の構成要素 とそれに伴う積極側項目を具体化すると いう問題である。解散静態論においては, このような積極側項目の具体化は明白で 容易である。(Moxter [1984] S. 7)」しか し、継続財産の構成要素を分解するには、 二つの問題があると Moxter は,指摘す る。それは、ある対象について、それが収 益にプラスに作用しているのかマイナス に作用しているのか, ある対象を積極側計 上すべきか,消極側計上すべきかという問 題である。継続財産について、Moxterは、 「継続財産は収益価値に結びつく。潜在的 な企業全体の価値である。財産対象物は, 根本的には期待収益額すべてである。 (Moxter [1984] S. 11)」としている。
- (13) 法に依拠することは出来ないとしても,当

- 時,債権者保護目的の根底には,破産防止という思考が無かったとは言いがたい。この Oberbrinkmann の指摘については,林良治著「1994」141 頁に詳しい。
- (14) しかし,この20年程は,会計基準の国際的調和化の名の下に、IAS/US-GAAP準拠の方向へと大きな転換を迫られている。本稿においては、このドイツ会計、とりわけ資本市場指向の国際的企業の連結財務諸表におけるIAS/US-GAAP準拠の問題、ドイツ版概念フレームワーク,DRSCの設立やEC内における2005年問題等の詳細については、論点が拡散することから、触れていない点を特に記しておきたい。非常に限定的な枠組みの中での議論である。

参考文献

- 青山善充·伊藤 真·井上治典·福永有利著 [2000]『破産法概説—新版増補版—』有斐閣 安藤英義 [1997]『新版 商法会計制度論』白桃書 房
- 安藤英義 [1999] 「株式会社の債務超過の判定問題―清算ベースとゴーイング・コンサーン・ベース」『会計』第 155 巻第 5 号 1999 年5 月
- 五十嵐邦正 [1989] 『静的貸借対照表論』森山書店 五十嵐邦正 [1993] 『静的貸借対照表論の展開』森 山書店
- 五十嵐邦正 [1995] 『静的貸借対照表論の研究』森 山書店
- 五十嵐邦正 [2000]「実現原則と静的会計論」『会 計』第 155 巻第 1 号 2000 年 1 月
- 五十嵐邦正 [2000] 「ドイツ債権保護思考のあり 方をめぐって」『商学集志』第 69 巻第 2 号 2000 年 9 月
- 五十嵐邦正 [2002a] 「財産目録論の役割」 『商学集 志』 第71 巻第2号 2002 年11 月
- 五十嵐邦正 [2002b] 「財産目録観の類型」 『会計』 第 160 巻第 9 号 2002 年 9 月
- 五十嵐邦正 [2002c] 『現代財産目録論』 森山書店 五十嵐邦正 [2004] 「ドイツ会計制度の検討」 『商 学集志』 第73巻第3・4号 2004年3月
- 岩田 巌 [1956] 『利潤計算原理』同文館

- 加藤盛弘 [2005] 「現代会計と会計認識領域の拡 大」『現代会計の認識拡大』森山書店
- 佐藤博明 [2005] 「ドイツ商法会計における機能 領域の拡大—EU 会計指令現代化への対 応」 加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』 第14章
- 高木泰典 [2000] 『日本動態論形成史』税務経理協 会
- 鈴木義夫 [2000] 『ドイツ会計制度改革論』森山書店
- 林 良治 [1994] 『ドイツ会計思想史研究―ドイ ツ企業会計と会計学者』同文館
- 土方 久 [1997] 「貸借対照表評価の価額問題 一価値論争の経緯ー」『西南学院大学商学論 集』第 44 巻 1. 2. 1997 年 12 月
- 土方 久 [1998]「貸借対照表評価の価額問題 (II)ー価値論争の経緯ー」『西南学院大学商 学論集』第 45 巻 1 号 1998 年 6 月
- 松本 剛 [1990] 『ドイツ商法会計用語辞典』森山 書店
- 宮上一男・W フレーリックス [1993] 『現代ドイ ツ商法典一第 2 版一』 森山書店
- 森美智代 [1997] 『貸借対照表能力論の展開―ドイツ会計制度と会計の国際的調和化との関連において』
- 渡邉 泉 [2006]「歴史から見た二つの会計観」『会計』第169巻第1号 森山書店
- 渡邊陽一「1984]『貸借対照表論』森山書店
- Auer, K.V. [2003] "IAS IFRS Kompakt Vergleich IAS/HGB Analyse, Beispiele"
- Krog, M. [1998] "Rechnungslegungspolitik im internaionalen Vergleich" Hamburg
- Lück, W [1998] "Lexikon der Rechnungslegungs und Abschluβprüfung. Vierte Auflage" München

- Moxter. A. [1980] "Ist bei drohendem Unternehmenszusammenbruch das bilanzrechtliche Prinzip der Unternehmensfortfuhung aufzugeben?" *Wpg*. Heft. 13
- Moxter. A. [1984] "Bilanzlehre. Band1. 2" Wiesbaden
- Moxter. A. [1985] "Zum neuen Bilanzrechtentwurf" BB. Heft 17.20.6
- Moxter. A. [1993] "Bilanzrechtssprechung 3. Auflage." Tübingen
- Moxter. A. [1999] "Bilanzrechtssprechung 5. Auflage." Tübingen
- Moxter. A. [2003] "Grundsätze ordnungsgemäßer Rechnungslegung." Düsseldolf
- Oberbrinkmann. F. [1990] "Statische und synamische Interpretation der Handelsbilanz" Düsseldolf
- 拙稿 [1997]「A. Moxter の実現原則をめぐって ードイツにおける実現原則に関する一考 察」『明治大学大学院商学研究論集』第6号 1997 年 2 月
- 拙稿 [1997]「静態論に関する一考察—A. Moxter の貸借対照表論を中心として」『明治大学大学院商学研究論集』第7号1997年9月
- 拙稿 [1998]「財産対象物と積極側計算限定項目 について」『明治大学大学院商学研究論集』 第8号 1998年2月
- 拙稿 [1998] 「A. Moxter の利益概念に関する一 考察」『明治大学大学院商学研究論集』第 9 号 1998 年 9 月
- 拙稿 [2007] 「ドイツにおける資産概念」 『会計理 論学会年報 No. 21』 2007 年 10 月
- 拙稿 [2007] 「Schär 学説に関する一考察」 『八戸 大学紀要第 35 号』 2007 年 12 月